

中核市移行基本方針書

川口市

目次

1	はじめに.....	1
2	本市の地方分権の取り組み.....	2
3	中核市移行の目的.....	4
4	中核市制度の概要.....	5
	(1)中核市制度の趣旨.....	5
	(2)中核市指定要件の変遷.....	6
	(3)中核市の権能等.....	8
	(4)中核市指定の手続き.....	9
5	本市が新たに実施する主な事務.....	10
	(1)移譲が見込まれる事務数.....	10
	(2)主な事務.....	11
	(3)(仮称)川口市保健所について.....	13
6	中核市への移行により実現するサービスなど.....	15
	(1)行政サービスの迅速化.....	15
	(2)行政サービスの効率化.....	15
	(3)市民目線に立ったきめ細やかな施策の展開.....	15
	(4)既存事業と中核市移行に伴う新たな事業との連携.....	16
	(5)新たな権限に係る関係団体等との連携の充実及び強化.....	16
	(6)市域全体の活性化.....	16
	(7)行政の透明性の向上.....	16
	(8)行政能力の向上.....	17
	(9)持続的に発展するための地方分権の推進.....	17
7	今後の取り組み.....	19
	(1)中核市移行に伴う経費と財源措置の精査.....	19
	(2)中核市移行のための組織及び職員体制、施設並びに専門職員の育成及び確保.....	19
	(3)主な条例の整備ならびに審議会などの設置.....	20
	(4)市民への説明.....	21
	(5)中核市移行を推進する体制.....	21
8	中核市移行への想定スケジュール.....	23

参考資料 川口市 中核市移行検討委員会設置要綱

1 はじめに

平成26年2月、中核市への移行を公約に掲げた奥ノ木信夫市長が就任し、平成26年第1回3月市議会定例会で、中核市への円滑な移行に向け準備を整えることを表明しました。さらに、新たな目標とした中核市への移行に対応すべく、市民と行政が一体となって目指すべき将来像を掲げた新たな本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画」を策定することとしました。

この基本方針は、「第5次川口市総合計画」の策定に合わせ、この計画の達成に貢献する円滑な中核市移行のため、現時点での執行機関としての中核市移行目標期日を平成30年4月1日とするとともに、中核市制度の概要、移行の目的や効果、新たに行う事務、今後の取り組みなどの事項について、その基本的な考え方をまとめたものです。

今後、この考え方を基本に、埼玉県の協力のもと、市民や市議会などの意見を踏まえながら「中核市・川口」の実現に向けて諸準備を進めて参ります。

2 本市の地方分権の取り組み

■広域連携の取り組み

昭和58年11月、本市は、埼玉県南部に位置する草加市、蕨市、戸田市、旧鳩ヶ谷市とともに県南5市まちづくり協議会を設立し、共通する広域的な行政課題の解決に向けて相互に協力しあってきました。現在は、平成23年10月の川口市・鳩ヶ谷市合併により、県南4市まちづくり協議会と名称を変更し、引き続き会員都市間の協力を進め、相互の信頼関係を醸成しています。

■地方分権の取り組み

本市は、地方分権を推進する観点から、平成13年4月に特例市に移行したのち「彩の国中核都市」の指定（現在は制度廃止）を受け、以来、埼玉県からの権限移譲を進めてきました。これまで、埼玉県では「埼玉県権限移譲方針」（平成16年12月）、「第二次埼玉県権限移譲方針」（平成19年10月）、「第三次埼玉県権限移譲方針」（平成22年12月）及び「第四次埼玉県権限移譲方針」（平成25年12月）を示してきました。本市は、こうした機会を捉えて権限移譲を積極的に受け、市民に身近な市がきめ細やかな事務を行うことにより、市民の窓口での負担を軽減し、地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応を実施するなど、地方分権による市民サービスの向上に成果を挙げてきました。

■指定都市制度の検討

こうした中、指定都市への移行について、平成14年5月、川口市・蕨市・戸田市・旧鳩ヶ谷市4市長による「合併・政令指定都市構築問題に関して懇談」を開催し、協議を行ったものの、同年8月に戸田市が市民意識調査の結果を受け合併構想から離脱しました。その後、同年12月から川口市・蕨市・旧鳩ヶ谷市3市での合併協議が行われましたが、合併には至らず、平成16年に協議が終了したことで、本市の指定都市移行に関する検討は、一旦終了しました。

■中核市制度の検討

平成18年4月、地方自治法の一部改正により、中核市移行の要件のうち面積要件（100km²）が廃止され、当時、人口約49万人の本市は、中核市の要件を満たすこととなりました。一方、当時の本市は、平成17年3月に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「集中改革プラン」）

に沿った行財政改革を緒につける時期でもあったことから、権限移譲に伴う市民サービスの向上について、行財政改革を進める中で引き続き検討し判断していくこととしました。

■中核市移行へ

平成23年10月、本市は鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人の新川口市として新たなスタートを切り、また、平成26年2月、中核市移行を目指すことを掲げ政策宣言に市保健所の設置を明示した奥ノ木信夫市長が就任したことで、本市は中核市移行への検討を具体的に進めることとしました。

一方、国は、平成26年3月、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図る地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、中核市制度と特例市制度の統合を含む地方自治法の一部を改正する法律案を、第186回国会に提出、併せて国から地方公共団体及び都道府県から基礎自治体へ事務・権限の移譲等を行う「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第4次一括法案）を提出しました。これらの法案は、改正地方自治法が平成26年5月23日に成立（同年5月30日公布）、第4次一括法が同28日に成立（6月4日公布）しました。

本市が進めてきたこれまでの地方分権の取り組み、国の地方分権促進の流れなどを踏まえ、「第5次川口市総合計画」のもと、持続的に発展できる「元気なまち川口」の実現のため、中核市に移行することにより得られる多くの権限を市民のために最大限活用していきたいと考えています。

3 中核市移行の目的

本市は、鋳物や植木に代表されるものづくりの伝統に加え、豊かな自然環境、歴史・文化、そして多様な知見と行動力を有する市民という、地域力・市民力に満ちています。

こうした都市の資産を有効に活用し、賑わいと魅力にあふれるまちづくりを市民の皆さんとともに進めるためには、市が行うことのできる事務権限をさらに増やし、自らのまちのことは自ら決められる領域を拡大していく必要があります。

川口市は、本市が誇る地域力・市民力を活かし、川口市自治基本条例のもと、市民の皆さんとともにまちづくりを進めるため、平成30年4月1日を目標期日とし、中核市への移行を目指します。

中核市移行の目的

- ・ 川口市自治基本条例のもと、市民とともにまちづくりを進める

中核市移行がもたらす効果

- ・ 自らのまちのことを自ら決められる領域の拡大による自治の活性化

中核市移行が生み出す成果

- ・ 地域力・市民力が有効に機能する、賑わいと魅力にあふれるまちの実現

中核市移行の目標期日

- ・ 平成30年4月1日

※ 市保健所の設置場所について、市では、現在の埼玉県川口保健所とすることが施設有効活用の観点から適切と考えていますが、具体的には今後埼玉県と協議していきます。

なお、保健所施設を新たに建設する場合、平成30年4月1日の中核市移行期日の見直しが必要になるものと考えられます。

4 中核市制度の概要

(1) 中核市制度の趣旨

中核市は、平成6年の地方自治法の改正により制度が創設され、平成7年から施行されました。指定都市以外の都市で、規模や能力が比較的大きい都市の事務権限を強化し、できる限り市民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政を充実させることが重要であるとの認識から、地方分権の方策の一つとして、制度化されたものです。

【参考1:指定都市、中核市、特例市の主な事務の比較】

指定都市

○児童相談所の設置 ○精神保健福祉センターの設置 ○精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付 ○小中学校教職員の採用、給与の決定 ○指定区間外の国道および県道の管理 ○市街地開発事業に関する都市計画決定など

中核市

○保健所の設置 ○身体障害者手帳の交付 ○母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ○特別養護老人ホームなどの設置認可、指導監査 ○一般・産業廃棄物処理施設の設置許可等 ○小中学校県費負担教職員の研修 など

特例市(現在の川口市)

○市街地開発事業の区域内における建築の許可 ○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○市街地再開発事業の施行区域内における建築の許可 ○土地区画整理組合の設立の許可 ○都市計画事業の施行区域内における建築等の許可 ○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ○計量法に基づく勧告、定期検査 など

※ 特例市制度は、平成26年の地方自治法の改正により廃止され、事務を中核市制度に統合（施行期日：平成27年4月1日）

(2) 中核市指定要件の変遷

中核市の指定要件は、地方分権推進の観点から数次にわたり要件が変更され、平成26年5月23日の「地方自治法の一部を改正する法律」（平成26年法律第42号）の成立により、特例市制度を廃止し、中核市の指定要件が「人口20万以上の市」に変更されることとなりました。

年	人口	面積	昼夜間人口比率
平成7年 (中核市制度発足)	30万人以上	100km ² 以上	100 超 (人口 50 万人未満の場合)
平成11年改正	30万人以上	100km ² 以上	廃止
平成14年改正	30万人以上	100km ² 以上 (人口 50 万人未満の場合)	
平成18年改正	30万人以上	廃止	
平成26年改正	20万人以上 (特例市制度の廃止)		

※昼夜間人口比率 = (昼間人口 ÷ 夜間人口) × 100

【参考2: 埼玉県内の指定都市・中核市・特例市の概要(平成26年10月現在)】

区分	要件	全国	埼玉県内の状況
指定都市	人口50万人以上	20市	さいたま市
中核市	人口30万人以上	43市	川越市
特例市	人口20万人以上	40市	川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市(H27.4 中核市移行予定)

【参考3:全国の中核市(平成26年4月1日現在)】

	都道府県	都市名	指定日	人口(人)	面積(km ²)	人口密度 (人/km ²)
1	北海道	函館市	平成 17 年 10 月 1 日	275,263	677.95	406.02
2	〃	旭川市	平成 12 年 4 月 1 日	349,332	747.60	467.27
3	青森県	青森市	平成 18 年 10 月 1 日	298,462	824.62	361.94
4	岩手県	盛岡市	平成 20 年 4 月 1 日	294,435	886.47	332.14
5	秋田県	秋田市	平成 9 年 4 月 1 日	320,681	905.67	354.08
6	福島県	郡山市	平成 9 年 4 月 1 日	324,284	757.06	428.35
7	〃	いわき市	平成 11 年 4 月 1 日	336,525	1,231.35	273.30
8	栃木県	宇都宮市	平成 8 年 4 月 1 日	516,546	416.84	1,239.19
9	群馬県	前橋市	平成 21 年 4 月 1 日	340,945	311.64	1,094.03
10	〃	高崎市	平成 23 年 4 月 1 日	374,655	459.41	815.51
11	埼玉県	川越市	平成 15 年 4 月 1 日	347,010	109.16	3,178.91
12	千葉県	船橋市	平成 15 年 4 月 1 日	615,876	85.64	7,191.45
13	〃	柏市	平成 20 年 4 月 1 日	402,337	114.90	3,501.63
14	神奈川県	横須賀市	平成 13 年 4 月 1 日	422,107	100.71	4,191.31
15	富山県	富山市	平成 8 年 4 月 1 日	420,496	1,241.85	338.60
16	石川県	金沢市	平成 8 年 4 月 1 日	450,360	468.22	961.86
17	長野県	長野市	平成 11 年 4 月 1 日	385,150	834.85	461.34
18	岐阜県	岐阜市	平成 8 年 4 月 1 日	416,750	202.89	2,054.07
19	愛知県	豊橋市	平成 11 年 4 月 1 日	379,678	261.35	1,452.76
20	〃	岡崎市	平成 15 年 4 月 1 日	378,249	387.24	976.78
21	〃	豊田市	平成 10 年 4 月 1 日	422,357	918.47	459.85
22	滋賀県	大津市	平成 21 年 4 月 1 日	341,489	464.10	735.81
23	大阪府	豊中市	平成 24 年 4 月 1 日	397,334	36.60	10,856.12
24	〃	高槻市	平成 15 年 4 月 1 日	356,329	105.31	3,383.62
25	〃	東大阪市	平成 17 年 4 月 1 日	502,164	61.81	8,124.32
26	〃	枚方市	平成 26 年 4 月 1 日	408,966	65.08	6,284.05
27	兵庫県	姫路市	平成 8 年 4 月 1 日	543,866	534.43	1,017.66
28	〃	尼崎市	平成 21 年 4 月 1 日	467,673	50.27	9,303.22
29	〃	西宮市	平成 20 年 4 月 1 日	480,672	100.18	4,798.08
30	奈良県	奈良市	平成 14 年 4 月 1 日	364,836	276.84	1,317.86
31	和歌山県	和歌山市	平成 9 年 4 月 1 日	379,536	210.25	1,805.17
32	岡山県	倉敷市	平成 14 年 4 月 1 日	482,456	354.72	1,360.10
33	広島県	福山市	平成 10 年 4 月 1 日	471,892	518.14	910.74

34	山口県	下関市	平成 17 年 10 月 1 日	278,962	716.17	389.52
35	香川県	高松市	平成 11 年 4 月 1 日	426,707	375.17	1,137.37
36	愛媛県	松山市	平成 12 年 4 月 1 日	516,964	429.06	1,204.88
37	高知県	高知市	平成 10 年 4 月 1 日	338,087	309.22	1,093.35
38	福岡県	久留米市	平成 20 年 4 月 1 日	304,831	229.84	1,326.27
39	長崎県	長崎市	平成 9 年 4 月 1 日	439,539	406.50	1,081.28
40	大分県	大分市	平成 9 年 4 月 1 日	476,723	501.28	951.01
41	宮崎県	宮崎市	平成 10 年 4 月 1 日	404,438	644.60	627.42
42	鹿児島県	鹿児島市	平成 8 年 4 月 1 日	607,499	547.21	1,110.18
43	沖縄県	那覇市	平成 25 年 4 月 1 日	320,889	39.27	8,171.35
合 計				17,383,350	18,919.94	—
平 均				404,264	440.00	2,268.13

出典:中核市市長会ホームページ

※人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳登録人口

(3) 中核市の権能等

中核市は、地域の課題や実情に応じて、自らの判断と責任において地方自治を推進することができる大都市制度の一つです。

中核市になると、それまで県が行っていた事務を、市が受付から許認可まで一貫して処理することにより、事務のスピードアップや市民サービスの向上が図れます。また、保健所の運営や、認可保育所及び特別養護老人ホームなどの設備や運営に関する基準を、市が設定することにより、地域の特性を活かした柔軟できめ細やかなサービスの提供が図れます。

具体的には、以下のとおりです。

- ① 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務を除いて処理することができます。

(地方自治法第252条の2第1項)

- ② 中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理します。

(地域保健法第5条第1項)

- ③ 中核市がその事務を処理するにあたり、法令の定めるところにより都道府県知事の指示等を受けるものとされている事項について、指定都市と同様に、知事の指示等を受けなくなるか、又は知事に代えて直接各大臣の指示等を受けようになります。

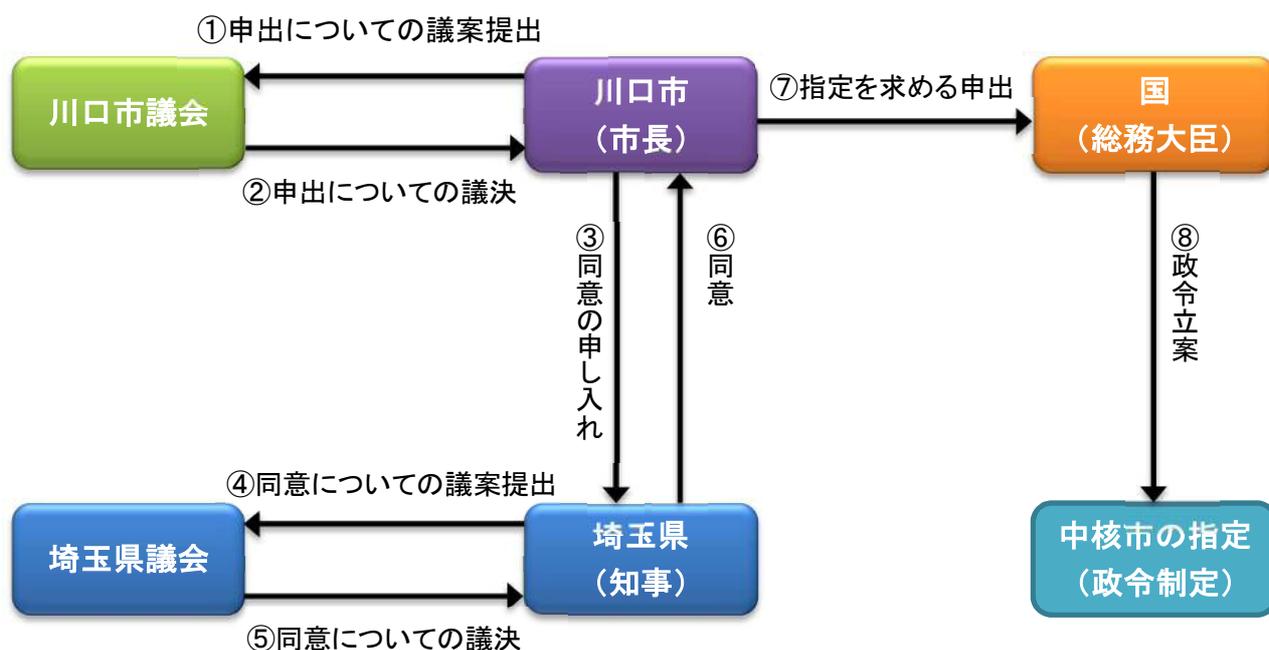
(地方自治法第252条の2第2項)

- ④ 中核市には、外部監査制度のうち「包括外部監査制度」の導入が義務づけられています。
(地方自治法第252条の36第1項)

(4) 中核市指定の手続き

中核市の指定は、都道府県の同意を経て市の申出に基づき国（総務大臣）が行います。その手順は、以下のとおりです。

- ① 川口市長が川口市議会に「中核市指定の申出」議案を提出します。
- ② 川口市議会は「中核市指定の申出」議案を審議し議決します。
- ③ 川口市議会で可決されたのち、川口市長は埼玉県知事に「中核市指定に係る同意」を申し入れます。
- ④ 埼玉県知事は埼玉県議会に「中核市の指定に係る申出の同意」議案を提出します。
- ⑤ 埼玉県議会は「中核市の指定に係る申出の同意」議案を審議し議決します。
- ⑥ 埼玉県議会で可決されたのち、埼玉県知事は川口市長に、川口市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付します。
- ⑦ 川口市長は、総務大臣に中核市指定を求める申出を行います。
- ⑧ 総務大臣は、川口市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が定められます。



5 本市が新たに実施する主な事務

中核市への移行に伴い、埼玉県から引き継いで本市が実施する行政分野は、民生、保健衛生、環境、都市計画・建設、文教に区分され、移譲が見込まれる事務数と、その主な事務は以下のとおりです。

なお、移譲事務項目数は、法律の改正等により、中核市移行時までに変更になることがあります。また、中核市移行に伴い法定により実施する事務（法定移譲事務）以外に、現在埼玉県が実施している県単独事務の移譲を受けることについては、市民サービスの向上や財政負担などの観点から検討を進め、埼玉県と協議を行います。

(1) 移譲が見込まれる事務数

項目	事務数
全体	1,957
行政分野別内訳	
①民生行政に関する事務	374
②保健衛生行政に関する事務	1,273
③環境行政に関する事務	207
④都市計画・建設行政に関する事務	87
⑤文教行政に関する事務	16
移譲事務区分別内訳	
法律・政令に基づく事務	1,299
省令、要綱等に基づく事務	295
県単独事務	363

(2) 主な事務

① 民生行政に関する事務

項目	根拠法令
社会福祉審議会の設置及び運営	社会福祉法
養護・特別養護老人ホームの基準の条例制定	老人福祉法
指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定基準の条例制定	介護保険法
基準該当事業所、基準該当施設に関する条例制定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法
民生委員の定数の決定、研修及び指導	民生委員法
民間の児童福祉施設の設置の認可及び改善命令	児童福祉法
身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法
医療機関、介護機関及び助産師等の指定	生活保護法

② 保健衛生行政に関する事務

項目	根拠法令
飲食店などの営業許可及び監視指導	食品衛生法
精神保健相談、指導及び医療施設の紹介	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
結核、新型インフルエンザ、赤痢、病原性大腸菌O157など感染症の予防及びまん延防止対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
保健所の設置	地域保健法
医療安全センターの設置、診療所、助産所の開設届の受理及び監視指導、病院の立入検査	医療法
毒物又は劇物の販売業の登録及び立入検査等	毒物及び劇物取締法
とさつ、解体前後及び特定疾病の検査	と畜場法
薬局開設者及び店舗販売業者等への立入検査	薬事法
母子保健事業体制の整備及び専門業務の実施	母子保健法
特定不妊治療費助成に係る助成決定等	少子化社会対策基本法
浄化槽設置等の届出及び設置後の水質検査の報告の受理	浄化槽法
専門的な栄養指導その他保健指導の実施	健康増進法

特定疾患(難病)の対策	難病の患者に対する医療等に関する法律
身体障害児、小児慢性特定疾患児などに対する専門的相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 児童福祉法
理・美容所、クリーニング所の開設届出受理及び監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理容師法 ・ 美容師法 ・ クリーニング業法
狂犬病の予防対策	狂犬病予防法
負傷動物等の収容	動物の愛護及び管理に関する法律

③ 環境行政に関する事務

項目	根拠法令
一般廃棄物や産業廃棄物処理施設設置の許可及び立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
対象建設工事現場等への建設廃材リサイクルの適正な実施に関する助言、命令及び立入検査	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に関する指導、助言及び立入検査	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

④ 都市計画・建設行政に関する事務

項目	根拠法令
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、検査及び監督	高齢者の居住の安定確保に関する法律

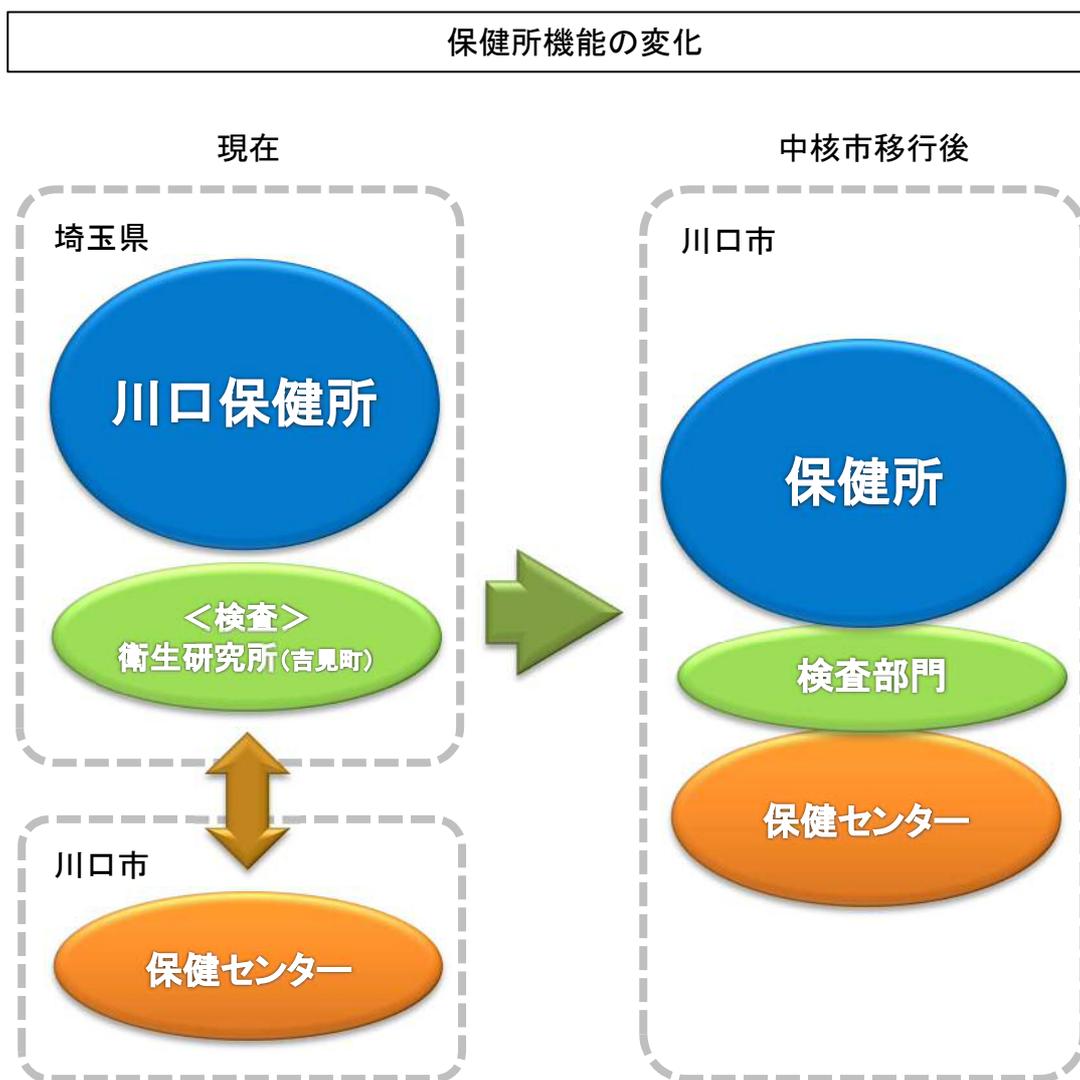
⑤ 文教行政に関する事務

項目	根拠法令
重要文化財の現状変更等の許可及び埋蔵物の文化財鑑査	文化財保護法
市立小学校、中学校の県費負担教職員の研修	地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(3) (仮称) 川口市保健所について

本市が新たに開設する(仮称)川口市保健所は、現在、埼玉県川口保健所が行っている精神保健、感染症予防、医事及び薬事、食品衛生、環境衛生等に関する業務を引き継ぎます。併せて、食中毒発生等の健康危機に対し迅速に対応できるよう、埼玉県衛生研究所(吉見町)で行っている検査業務の一部等を、(仮称)川口市保健所で実施するとともに、保健所業務と市が保健センター等で行ってきた保健衛生業務とを一体的に提供できる体制を整える方針です。

なお、(仮称)川口市保健所で実施を想定している検査業務については、その水準等の確保に時間を要する項目があるため、平成30年4月の中核市移行時から段階的に実施することとし、施設、設備並びに人材の確保及び育成に係る支援を埼玉県から受けながら、自立した検査体制を整えていく予定です。



具体的には、以下の方向性に沿って検討を進め、平成27年度に「(仮称)川口市保健所基本計画」を策定する予定です。

① 保健衛生行政の中核としての機能

保健衛生行政の中核的な機関と位置づけ、これまで埼玉県川口保健所と保健センター等、本市の保健衛生部門とで分担してきた保健衛生事業等を一貫した体制の中で効率的かつきめ細やかに進めるほか、保健衛生関連の諸課題に対して迅速かつ横断的に事業や施策に取り組める体制づくりを進めます。

② 健康危機管理の拠点としての機能

地域の健康危機管理の拠点として、地域の医療機関や関係機関、埼玉県との連携体制の強化に取り組み、市民が快適で安心できる生活環境を提供します。

③ 保健、医療、介護及び福祉分野との連携

本市の特性に合わせた保健、医療、介護及び福祉等の関連施策や関係機関との連携を進め、地域が一体となった地域保健対策を強化していきます。

【参考4:(仮称)川口市保健所の業務に必要となる主な職種】

医師、獣医師、薬剤師、保健師、精神保健福祉士

6 中核市への移行により実現するサービスなど

中核市への移行により、各種の事務権限が埼玉県から本市に移譲されます。これらの権限を、市域の実情を熟知している市が、市民サービスの向上に結び付けていきます。また、権限の移譲により各種団体等との関係性をより一層深め、相互連携に根ざした市民サービスを向上させる施策を展開していきます。

なお、以下の例はイメージであり、今後、具体的な施策等のあり方については実務的にさらに検討していきます。

(1) 行政サービスの迅速化

これまで市を経由して県が行っていた事務を、市が一括して行うことにより、手続きの迅速化を進めることができるようになります。

【主な事例】

- 身体障害者手帳の交付
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(2) 行政サービスの効率化

これまで市と県に分かれていた、同じ分野の指導、監督及び許可等の権限が市に一元化されることにより、事務の効率化が進みます。

【主な事例】

- 市が行っている社会福祉法人監査と新たに移譲される社会福祉施設監査の一元的な実施
- 産業廃棄物と一般廃棄物の市民への一元的な対応

(3) 市民目線に立ったきめ細やかな施策の展開

従来、県が実施していた事務を、市域の実情を熟知している市が実施することにより、きめ細やかな対応が可能となります。

【主な事例】

- 市の歴史や文化をより踏まえた市立小中学校県費負担教職員の研修の実施
- 民生委員の定数の決定及び研修の実施によるきめ細やかな活動の展開

- 小児慢性医療を市が担うことによる、すでに市が実施している未熟児養育医療との一体的な療育の指導・相談体制の構築

(4) 既存事業と中核市移行に伴う新たな事業との連携

中核市移行による新たな事業のうち、本市の既存事業と相互関連性のある事業を、既存事業と連携して実施することで、相乗効果によるサービスの充実及び強化が図れます。

- 保健センターが実施している母子保健、成人保健及び難病などの相談業務に、保健所の権限が加わることによる、医療機関や福祉部門と連携した一元的で総合的な保健衛生行政の展開

(5) 新たな権限に係る関係団体等との連携の充実及び強化

法人等への指導監督権限や許可権限が本市に移譲されることにより、市と法人等との関係性がより緊密となり、法人等と連携した市の施策の充実及び強化が図れます。

- 生命や健康の安全を脅かす事態（健康危機）の未然防止や発生時の適切な対応に係る関係機関及び団体との相互協力体制の構築
- 社会福祉法人と社会福祉施設との連携による高齢者福祉の増進
- 飲食店等と連携した市内環境衛生の向上
- 診療所・薬局と連携した健康増進施策の浸透

(6) 市域全体の活性化

中核市として、指定都市に次ぐ権限を持ち、首都圏の拠点都市として独自性の高い市民サービスを提供することで、都市の魅力が増し、地域経済や地域コミュニティの活性化が図れます。

(7) 行政の透明性の向上

中核市への移行とともに、包括外部監査制度が義務化されることにより、行政に対する監査機能が強化され、行政のより一層の透明性を高めることができるようになります。

(8) 行政能力の向上

保健、医療や福祉など、さまざまな分野で新たな権限を持つことにより、良質な市民サービスを、前例にとらわれない柔軟な発想で提供することがこれまで以上に求められることから、本市職員の意識改革と行政能力の向上を進める組織風土が醸成されます。

(9) 持続的に発展するための地方分権の推進

全国の中核市が加入する中核市市長会の一員となり、それぞれの地域の中核的な役割を担う基礎自治体と連携した国に対する要望活動等を通じ、地方分権の推進とこれに伴う課題の解決を目指すとともに、地域の実情に根ざした市民サービスの質の向上と量の拡大、そして財政的な安定に取り組んでいきます。

【参考5：保健所開設により実現されるサービス等について】

中核市への移行では、保健衛生行政分野に最も多くの権限が移譲されますので、移譲事務により実現されるサービス等を法律ごとに例示しました。こうした事項を、実際の市民サービスに活かす体制等について、平成27年度に予定する保健所基本計画において、具体化させていく方針です。

① 食品衛生法に基づく事務

- 市民にとって大きな関心事である「食の安全」を市が担うことにより、市域の実情に合った安全性の常時監視や緊急時の迅速な対応が図れます。
- 食品衛生協会など食品関係団体との緊密な関係を有する市が、団体と連携することにより、店舗・事業所の食品衛生の徹底度をより細やかに把握できるようになります。

② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務

- 市内での感染症発生時に、市域の危機管理情報を集約する市が、関係機関と連携し迅速な対応を実施できるようになります。
- 平常時においても、保健所が把握する医療機関からの市内感染症発生状況を、保健センターや小学校、中学校、特別支援学級及び高等学校等と連携して市民に迅速に伝えることにより、感染症予防効果の向上が図れます。

③ 医療法に基づく事務

- 医師会や歯科医師会との緊密な連携を有する市が、在宅医療、がん治療、救急医療など市民に身近な地域医療の展開を、会と連携して実施することにより、市域の実情に合った地域医療政策の充実・強化が図れます。

④ 児童福祉法に基づく事務

- 小児慢性医療を市が担うことにより、すでに本市が実施している未熟児養育医療との一体的な療育の指導・相談体制を構築できるようになります。
(再掲)

⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務

- 受診援助、専門性の高い相談や講演等を市が行うことにより、精神保健福祉に関する普及啓発から予防、受診援助、退院促進、地域生活の支援等まで、切れ目ないサービスが提供できるようになります。

⑥ 地域保健法に基づく事務

- 市が保健所と保健センターを運営することにより、身近な保健サービスから専門的な保健サービスまで、一元的に提供できるようになります。

⑦ 薬事法に基づく事務

- 薬剤師会との緊密な連携を有する市が、インフルエンザワクチン等、感染症の流行に備えた薬剤の確保を、会と連携して進めることにより、市域の実情に合った的確な体制を整えることができるようになります。

⑧ 母子保健法に基づく事務

- 不妊治療費助成事業を市が一元的に行うことにより、妊娠期から出産、育児、さらに次の妊娠につながる継続的な相談体制の充実が図れます。

7 今後の取り組み

今後、中核市移行に向けて、より効率的・効果的な行政運営を目指し、以下の取り組みを進めていきます。

(1) 中核市移行に伴う経費と財源措置の精査

中核市への移行に伴い埼玉県から移譲を受ける権限は、約1,900項目に上ることが見込まれます。これに伴い、財政的には、保健所の設置をはじめ、身体障害者手帳交付の処理等に必要な職員の人件費や事務経費などが増加します。こうした経費の増加に対する財源は、基本的に地方交付税で措置されることとなります。現時点では、地方交付税の算定に係る基準財政需要額を平成25年度ベースで試算し、約25億円の増加を見込んでいます。

中核市移行に伴い新たに発生する経費負担については、この基準財政需要額の増額分を目安に、埼玉県と具体の事務内容の協議を進め、必要な経費を精査していきます。

(2) 中核市移行のための組織及び職員体制、施設並びに専門職員の育成及び確保

新たな事務の確実な執行に万全を期するためには、民生行政における、保育所や社会福祉施設等に対する指導監査を新たに行うための、公正な監査体制を担う部署や、保健衛生行政における、地域保健行政を一貫した体制の中で総合的に執行するための保健所組織をはじめとした、新たな組織体制が必要となります。そこで、中核市移行時の組織及び職員体制については、財政力に見合った市政運営を念頭に置き、効率的で効果的な組織体制を基本として、移譲される事務とその業務量、財政的な影響の精査及び検討を進め、総務省のヒアリングなどを経て、移譲事務を円滑に遂行できるように組織の編成を検討していきます。

また、施設については、この組織編成が有効に機能できるよう、市役所新庁舎建設計画と新庁舎稼動時の本市保有施設の有効活用を念頭に置き、検討を進めていきます。特に、市保健所立ち上げ時における保健所施設は、現在の埼玉県川口保健所施設の使用を埼玉県と協議していきます。また、これに関連する、検査部門、犬及び猫等の収容施設、と畜場法に基づく食肉検査施設のあり方等についても、埼玉県と協議していきます。

さらに、保健所関係や産業廃棄物関係をはじめ、高い専門性が必要な事務は、専門職員の育成及び確保を、計画的に進めなければなりません。中核市移行の

目標期日が平成30年4月1日であることを踏まえ、平成28年度から専門職員を採用し、順次必要人数を整える方針です。併せて、中核市移行前における本市採用職員の派遣研修の受け入れ、専門的かつ優れた知見を有する専門職員の派遣など、人材の確保と育成に係る具体的な支援について、今後、埼玉県と綿密な協議を重ねていきたいと考えています。

(3) 主な条例の整備ならびに審議会などの設置

中核市への移行に伴い、新たに事務を実施するにあたり、基準や手続きなど必要な事項を定めた条例や規則などの整備を行います。

また、附属機関として設置する社会福祉審議会や保健所運営協議会など、有識者などで構成する審議会・協議会の設置を要する事務があります。

このような審議会などの設置については、必要となる機能を考慮しつつ、効率的で効果的な設置とその運営について検討します。

整備が必要と見込まれる主な条例（名称は仮称）
児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例
障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例
特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
保健所設置及び管理条例
感染症審査協議会条例
旅館業法施行条例
公衆浴場法施行条例
興行場法施行条例
理容師法施行条例
美容師法施行条例
クリーニング法施行条例
食品衛生法施行条例
化製場等に関する法律施行条例

産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例
設置が必要と見込まれる主な審議会（名称は仮称）
社会福祉審議会
児童福祉審議会
保健所運営協議会
小児慢性特定疾患対策協議会
母子保健運営協議会
感染症審査協議会
廃棄物処理施設専門委員会

(4) 市民への説明

中核市への移行について、市民の理解・浸透を図るため、本市が保有する媒体をはじめパブリシティの活用も視野に入れ、中核市制度の紹介や移譲事務の概要など広報普及活動を進めていきます。

具体的には、広報紙への記事の掲載、市テレビ広報番組での特集番組の放映、市内掲示板や公共施設でのポスターの掲出、パンフレットの作成・配布、説明会などを想定しています。

(5) 中核市移行を推進する体制

中核市移行により移譲される事務権限を効果的に活用するためには、市の組織、職員定数、移譲事務実施のための職員の育成など、全庁を挙げての多岐にわたる検討が必要になります。また、事務の移譲による市民への影響を排除し、間断のないサービスの提供を確実なものにするため、移譲事務項目の区分に応じ、埼玉県と綿密な協議が必要となります。

そこで、以下の体制で中核市移行の協議を進めていきます。

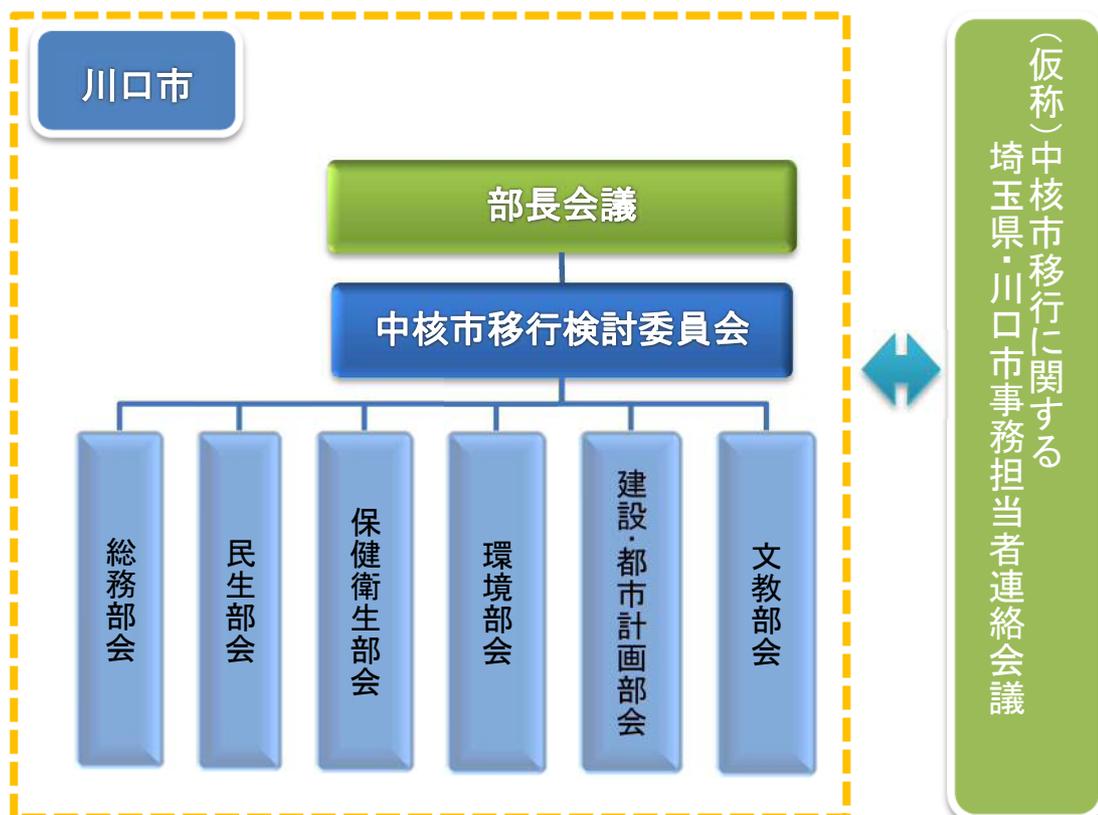
① 庁内検討組織

「部長会議」のもと、「川口市の中核市移行検討委員会」を設置するとともに、この下部組織に、移譲事務の区分に応じた「部会」を設置し、中核市への移行準備を進めていきます。

② 埼玉県と本市との協議の場

事務の移譲について、埼玉県との調整が必要となります。そこで、埼玉県と本市との協議の場「（仮称）中核市移行に関する埼玉県・川口市事務担当者連絡会議」の設置について、協議を進めていきます。

<中核市移行を推進する体制図>



8 中核市移行への想定スケジュール

年月	項 目
平成26年度	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埼玉県知事への中核市移行に係る協力要請 ■ (仮称)埼玉県・川口市事務担当者連絡会議設置(以降随時開催) ■ 平成27年度当初予算編成
平成27年度	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核市移行に係る組織改正 ■ 中核市市長会への加入(移行準備都市) ■ 川口市保健所基本計画策定開始
9月	■ 平成28年度職員採用試験(保健所関係・産業廃棄物関係等)
11月	■ 平成28年度当初予算編成
12月	■ 川口市保健所基本計画パブリックコメント
(H28) 2月	■ 川口市保健所基本計画策定完了
平成28年度	
4月	■ 埼玉県等への研修職員の派遣(保健所関係・産業廃棄物関係等)
9月	■ 平成29年度職員採用試験(保健所関係・産業廃棄物関係等)
11月	■ 平成29年度当初予算編成

(H29) 1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国への中核市移行・保健所設置に係る資料の提出 ■ 国への説明
3月	■ 川口市議会への「中核市指定の申出」議案の提出－議決
平成29年度	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埼玉県等への研修職員の派遣(保健所関係・産業廃棄物関係等) ■ 川口市から埼玉県への「中核市指定の申出」
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 埼玉県議会において「中核市指定の申出」同意議決 ■ 埼玉県から川口市への「中核市指定の同意」
8月	■ 川口市から総務大臣に中核市指定を申出
9月	■ 平成30年度職員採用試験(保健所関係・産業廃棄物関係等)
10月	■ 中核市指定の閣議決定、政令公布
11月	■ 平成30年度当初予算編成
12月	■ 川口市議会に関係条例議案を提出－議決
(H30) 3月	■ 埼玉県と川口市の間で事務の引継ぎ
平成30年度	
4月	■ 中核市移行、保健所開設

※ 市保健所の設置場所について、市では、現在の埼玉県川口保健所とすることが施設有効活用の観点から適切と考えていますが、具体的には今後埼玉県と協議していきます。

なお、保健所施設を新たに建設する場合、平成30年4月1日の中核市移行期日の見直しが必要になるものと考えられます。

【参考6: 想定スケジュールに基づく関係機関と市との連携の流れ】

時期	国・埼玉県	市担当課	市中核市移行・保健所設置担当	市議会
平成26年 11月	埼玉県知事 ←		中核市移行への協力要請 埼玉県・川口市事務担当者協議の場設置	
埼玉県との事務移譲に係る協議開始				
平成27年 4月			中核市市長会加入(移行準備都市)	
平成28年 2月			川口市保健所基本計画策定	
4月	研修受入 ←		埼玉県への研修派遣	
埼玉県との事務移譲に係る協議完了				
平成29年 1月	総務省 厚生労働省 ←		中核市移行・保健所政令市移行に係る資料を提出 総務省・厚生労働省への説明	
3月			「中核市指定の申出」議案の提出 →	議決
4月	研修受入 ←		埼玉県への研修派遣	
6月	県議会での 同意議案の 議決 ←		埼玉県(知事)へ「中核市指定」の同意の申し入れ	
			埼玉県(知事)の同意 →	
8月	総務大臣 ←		中核市の指定を求める申出	
10月	中核市指定 の政令公布 →		地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令 (川口市を追記し、平成30年4月より施行する内容)	
12月		事務権限の 移譲に必要 となる条例 議案の提出 →		議決
平成30年 3月	移譲事務の 引継ぎ →		移譲事務の引受け	
4月	中核市指定 の政令施行		中核市への移行	

川口市の中核市移行検討委員会設置要綱

平成26年7月23日市長決裁

(設置)

第1条 中核市への移行を円滑に推進するため、川口市の中核市移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中核市への移行に係る総合調整に関すること。
- (2) 中核市への移行に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 中核市への移行に係る解決しなければならない課題等の処理に関すること。
- (4) その他中核市への移行に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務及びその代行)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要があると認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会のもとに、次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 民生部会
- (3) 保健衛生部会
- (4) 環境部会
- (5) 建設・都市計画部会
- (6) 文教育部会

2 部会は、別表第2に掲げる中核市への移行に関する具体的な事項を検討し、その結果を委員会に報告する。

(部会の組織等)

第7条 部会は別表第3に掲げる部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会長が必要があると認めたときは、部会に関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員会及び部会の庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、政策審議室で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	水野副市長
副委員長	澁谷副市長
委員	教育長 水道事業管理者 病院事業管理者 常勤監査委員 市長室長 政策審議監 企画財政部長 総務部長 危機管理部長 理財部長 市民生活部長 市民生活部理事 福祉部長 健康増進部長 健康増進部理事 環境部長 経済部長 経済部理事 建設部長 技監兼都市計画部長 都市整備部長 下水道部長 会計管理者 医療センター事務局長 水道部長 生涯学習部長 生涯学習部理事 学校教育部長

	消防長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長
--	--

別表第2（第6条関係）

部会名	担当事務
総務部会	1 組織及び職員定数に関すること。 2 職員の採用及び研修に関すること。 3 包括外部監査に関すること。 4 総務省ヒアリングに関すること。 5 その他、中核市移行に関する事項並びに部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整
民生部会	1 法定移譲事務等に関する調査、検討及び調整 2 移譲事務実施のための職員の育成に関する調査、検討及び調整 3 その他部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整
保健衛生部会	1 法定移譲事務等に関する調査、検討及び調整 2 移譲事務実施のための職員の育成に関する調査、検討及び調整 3 保健所設置に関する調査、検討及び調整 4 厚生労働省への説明に関すること。 5 その他部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整
環境部会	1 法定移譲事務等に関する調査、検討及び調整 2 移譲事務実施のための職員の育成に関する調査、検討及び調整 3 その他部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整

建設・都市計画部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 法定移譲事務等に関する調査、検討及び調整 2 移譲事務実施のための職員の育成に関する調査、検討及び調整 3 その他部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整
文教部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 法定移譲事務等に関する調査、検討及び調整 2 移譲事務実施のための職員の育成に関する調査、検討及び調整 3 その他部会に係る中核市移行に必要な事項の調査、検討及び調整

別表第3（第7条関係）

部会名	部会長	副部会長	部会員
総務部会	行政管理課長	政策審議員 (総務担当)	総合政策課長 行政経営推進室長 情報政策課長 財政課長 総務課長 職員課長 管財課長 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局次長
民生部会	福祉総務課長	政策審議員 (福祉環境担当)	生活福祉1課長 生活福祉2課長 長寿支援課長 障害福祉課長 子ども育成課長 子育て相談課長 保育課長 介護保険課長
保健衛生部会	保健衛生課長	政策審議員 (福祉環境担当)	高齢者保険事業室長 介護保険課長 保健センター所長 環境保全課長 廃棄物対策課長

環境部会	環境総務課長	政策審議員 (福祉環境担当)	環境保全課長 廃棄物対策課長 環境施設課長
建設・都市計画 部会	計画管理課長	政策審議員 (建設担当)	農政課長 住宅課長 都市計画課長 開発審査課長 みどり課長 公園課長
文教部会	教育総務課長	政策審議員 (経済文教担当)	文化財課長 学務課長 指導課長

中核市移行基本方針書

平成26年10月

川口市